

平成23年第6回教育委員会定例会

開会年月日 平成23年3月28日(月)

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 委員長 内藤幸子  
同 委員 天沼英雄  
同 委員 安藤睦美  
同 委員 外松和子  
同 教育長 園部俊介

議 題

1 議案

- (1) 議案第18号 練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
- (2) 議案第19号 練馬区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- (3) 議案第20号 練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (4) 議案第21号 練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- (5) 議案第22号 練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- (6) 議案第23号 練馬区立幼稚園教育職員の教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
- (7) 議案第24号 練馬区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- (8) 議案第25号 練馬区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- (9) 議案第26号 練馬区立幼稚園教育職員の初任給、昇格および昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- (10) 議案第27号 練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (11) 議案第28号 練馬区教育職員健康管理規則の一部を改正する規則
- (12) 議案第29号 練馬区学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則
- (13) 議案第30号 平成23年度練馬区立少年自然の家の臨時休館について
- (14) 議案第31号 平成23年度練馬区立美術館の臨時休館について

2 陳情

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について  
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第1号 平成23年 練馬区立中学校社会科教科書(歴史分野)の採択について

3 報告

(1) 教育長報告

平成23年第一回練馬区議会定例会における一般質問の要旨について  
平成23年度小学校移動教室の実施について  
(仮称)ねりま区民大学の設置に関する基本的な考え方(案)について  
平成23年度予算特別委員会における質問項目について  
東北関東大震災に伴う教育委員会の対応について  
その他  
練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について  
その他

開 会            午前    10時00分  
閉 会            午前    12時00分

会議に出席した者の職・氏名

学校教育部長	室 地 隆 彦
生涯学習部長	郡    榮 作
庶務課長事務取扱学校教育部参事	阿 形 繁 穂
学校教育部新しい学校づくり担当課長	小 暮 文 夫
同 学務課長	古 橋 千 重 子
同 施設給食課長	金 崎 耕 二
同 教育指導課長	吉 村    潔
同 総合教育センター所長	杉 本 圭 司
生涯学習部生涯学習課長	臼 井    弘
同 スポーツ振興課長	櫻 井 和 之
同 光が丘図書館長	内 野 ひろみ

傍聴者 0名

委員長

ただいまから、平成23年第6回教育委員会定例会を開催する。  
では、案件に沿って進めていく。  
本日の案件は、議案14件、陳情2件、教育長報告6件である。  
なお、告示では教育長報告5件としていたが、緊急の案件として1件、報告の5番を追加する。

(1) 議案第18号 練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

委員長

では、初めに議案である。議案第18号 練馬区教育委員会事務局組織規則の一部を

改正する規則。

この議案について説明をお願いします。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

この議案について、各委員のご意見・ご質問があったら伺う。

天沼委員

今回、こういう改正案を出していただいて、事務局の組織がどう変わるか、全体像というのが初めてこういう形で明らかにされて、よくわかったという気もするが、理解できた。

人事の変更がないということなので、新しい方がお見えにならないということであるので、新しくできる情報化推進係長とスポーツの国体準備担当係長、これは現在いらっしゃる方のどなたかが係長となられるということなのか。

庶務課長

4月1日の人事異動ということについては、実は係長級、あるいは一般職員の異動については従来どおりやっていて、今回こういう新しい系の係長等については、それぞれ任命されるということである。管理職については、現在のままの体制で異動がなかったということであって、係長については、練馬区全体として異動をしているという意味である。

天沼委員

もう一点、資料1 - 1の2枚目のところに、一部を改正する規則とあるが、その第3条第3項の「施設給食課の部給食設備担当係長」とあるが、これは「課」ではないのか。それから3条の第3項の下にも同じようにある、「同表スポーツ振興課の部」ではなくて「課」ではないのか。

庶務課長

実は、こういう条例規則等の改正をするときの読み方があって、表形式になっている場合に、一番大きいところを「款」という言い方をして、その次の分類を「部」という言い方をして、その次に「項」という名称を使っているものであって、ここで言っている「部」というのは、生涯学習部とか学校教育部とかというそういう呼称での「部」ということではないということで、あくまでも法令文というか、こういう規則だとか条例とか法令を改正する際に、分類の単位を款とか項とか部とかという言い方をしているというものである。

天沼委員

わかった。

委員長

ほかにご意見、ご質問はあるか。よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第18号については承認でよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第18号については「承認」とする。

- (2) 議案第19号 練馬区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- (3) 議案第20号 練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (4) 議案第21号 練馬区立幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- (5) 議案第22号 練馬区立幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- (6) 議案第23号 練馬区立幼稚園教育職員の教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則
- (7) 議案第24号 練馬区立幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- (8) 議案第25号 練馬区立幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- (9) 議案第26号 練馬区立幼稚園教育職員の初任給、昇格および昇給等に関する規則の一部を改正する規則
- (10) 議案第27号 練馬区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (11) 議案第28号 練馬区教育職員健康管理規則の一部を改正する規則

委員長

次に、議案第19号から議案第28号までは関連する議案と思われるので、これについてはまとめてお願いしたいと思う。

ご説明をよろしく願います。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

それぞれの議案について、各委員のご意見・ご質問を伺う。

天沼委員

今のご説明で、教職員の手当が教育公務員特例法であるとかそういう中で、一般の職員よりも少し割増しで支給されていたのが、それが減る。それからまた今のお話であると、幼稚園のほうは教員の手当が支給される部分が、管理職手当のほうは従来が維持される形で副園長となって保証されるというか、言い方はまずいかもしれないが、確保される。

そうすると、幼稚園の教諭のところは少し厳しいと思う。しかも、休日勤務に関して手当が出ないということになると、先生方にとっては、これまでより厳しい措置になったのかなという感想を持った。意見である。

庶務課長

ちょっと説明が不十分な部分もあると思うが、基本的には、今回の幼稚園教員制度の変更に伴って、幼稚園の教員の方に支給される給料等について変更はないという考え方である。ただし、先ほどちょっと今回の幼稚園教員の任用制度とは別の次元の話として、今、委員が言われたように、国全体として教育職員に関する特別手当ということで、人材確保という観点から従来何%かということで加算をされていた部分がある。これは何年かかけてだんだん減らしてきていて、現在は小・中学校の先生方については、4月からであるが、1.5%という額になっている。これは、従来から幼稚園の先生方はこの同じ考え方で半分の額を加算するというので、それは、特別区に限ったことではなくて日本全体の話ということであって、特に今回の制度変更に伴って幼稚園の先生方の手当が減るということではないということである。

委員長

ほかにご意見・ご質問があったらお願いします。

教育長

1つ減らすとこれだけ直さなければいけない。

委員長

それではよいか。

委員一同

よい。

委員長

議案第19号から議案第28号については承認でよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第19号から議案第28号までは「承認」とする。

(12) 議案第29号 練馬区学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則

委員長

次の議案である。議案第29号 練馬区学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則。

この議案について説明をお願いします。

施設給食課長

資料に基づき説明

委員長

では、この議案について、各委員のご意見・ご質問を伺う。

天沼委員

事務局の職員が3名から1名にするという何か根拠、もしくは理由などがあったら教えていただきたい。

施設給食課長

事務局職員の中に、いわゆる学校の給食の処理の方法については、これまでセンター方式というのがあった。この4月1日からセンター方式がなくなる。したがって、事務局職員の中には第一総合調理場長と第二総合調理場長が入っているので、その2名を、センターの廃止に伴って減ずるというものである。

天沼委員

わかった。

安藤委員

細かいことであるが、調理士と調理員の違いというか、なぜここを変更されたのか、理由があるのか。

施設給食課長

いわゆる調理士というものと調理員ということで、私どもは現場の調理員という形で、直接調理している者ということで入っているので、採用の職種の調理員という形で文言を今回整理した。大変わかりづらくて申し訳ない。いわゆる調理士資格も持っている調理士もいるが、現場の調理業務の中には調理士資格を持っていない調理員という者もい

る。

教育長

調理士資格がない人が多い。

委員長

ほかにご質問はあるか。よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第29号は「承認」とする。

(13) 議案第30号 平成23年度練馬区立少年自然の家の臨時休館について

委員長

次の議案である。議案第30号 平成23年度練馬区立少年自然の家の臨時休館について。

この議案について説明をお願いします。

生涯学習課長

資料に基づき説明

委員長

ご意見・ご質問があったらお願いします。

天沼委員

本日追加があった教育長報告の5番の東北関東大震災のこととかかわりがあるが、点検内容、点検等とあって、内容の中に地震の影響とか耐震化の確認とか、これもあわせてやっていただいたほうがいいのではないか。

生涯学習課長

こちらのほうでお休みをいただいているものについては、先ほど申し上げたとおり、消防設備、ボイラー設備点検、あるいは重油タンクの点検とか、給水槽の点検、そういったものが入っている。もちろん今回の大震災にかかわるものについては、こういった休みの間ももちろんであるが、日々点検をするという形で対応している。

教育長

耐震審査は別途やっている。区の施設全部耐震審査をやっているの、これとは別で

ある。

委員長

ほかにご質問・ご意見はあるか。

安藤委員

こういった区立の少年自然の家では、避難訓練とかはされているのか。

生涯学習課長

それぞれの施設において、対応マニュアルのようなものも設けていて、また定期的に消防と連動しながら訓練を行っている。

委員長

ほかにご質問はあるか。

教育長

たまたま今回は岩井もいなかった。

生涯学習課長

当日は、数名はいたが、ただ、その地震が起きたところで、これから来ようとする人は、一人だけを除いてすべてキャンセルになって、一人の方はもう既に動き始めていたので、来られて早々に帰られたというふうな状況である。

委員長

学校関係で利用するときなどは、中に避難訓練がまず織り込まれて、それから生活が始まるというふうになっている。それではよいか。

委員一同

よい。

委員長

議案第30号については承認でよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第30号は「承認」とする。

(14) 議案第31号 平成23年度練馬区立美術館の臨時休館について

委員長

次の議案である。議案第31号 平成23年度練馬区立美術館の臨時休館について。  
この議案について説明をお願いします。

生涯学習課長

資料に基づき説明

委員長

ご意見・ご質問はあるか。  
ないようであるので、議案第31号については承認でよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、議案第31号は「承認」とする。

- (1) 平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について  
〔継続審議〕
- (2) 平成23年陳情第1号 平成23年 練馬区立中学校社会科教科書(歴史分野)の採択について  
〔継続審議〕

委員長

次に、陳情案件である。平成19年陳情第4号 「八の釜の湧き水」と憩いの森の消失に関する陳情について。平成23年陳情第1号 平成23年 練馬区立中学校社会科教科書(歴史分野)の採択について。

これらの陳情については、本日は継続としたいと思うが、よいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、平成19年陳情第4号および平成23年陳情第1号については「継続」とする。

- (1) 教育長報告  
平成23年第一回練馬区議会定例会における一般質問の要旨について  
平成23年度小学校移動教室の実施について  
(仮称)ねりま区民大学の設置に関する基本的な考え方(案)について

平成23年度予算特別委員会における質問項目について  
東北関東大震災に伴う教育委員会の対応について  
その他

練馬区教育委員会後援名義等使用承認事業について  
その他

委員長

次に、教育長報告である。

教育長

前回の教育委員会に出した区議会定例会、移動教室、ねりま区民大学設置に関する案、それと今回、予算特別委員会にいただいた質問項目、それから東北関東大震災に伴う教育委員会の対応等について報告する。

まず、1番目の定例会の一般質問についてであるが、今回は質問者が少なく、お示ししたような内容であるので、さらに細かく内容確認の場合にはご質問いただきたいと思います。

委員長

それでは、報告の1番、第一回練馬区議会定例会における一般質問の要旨について、ご質問・ご意見等があったらお願いします。

外松委員

2ページ目の子供の視力低下についての答弁の(3)の最後のほうであるが、「各校において学校保健委員会の設置を促進し」というふうになっているが、現在、学校保健委員会の設置状況というのはどのような状況なのか、少し教えていただけたらと思う。

庶務課長

学校保健委員会、これは文部科学省の通知で、各学校で保健に関する計画を定め、あるいは情報共有のために学校ごとに定める方向で進めるようにという、こういう通知が出ているわけであるが、練馬区については、実は今手元に数字がないのだが、7割程度の設置率になっているものであって、これは保健部のほうで所管をしている健康づくりの計画の中で、この学校保健委員会の設置を100%に持っていき、こういうふうなことで設置を進めていこうということで、今、進めているところである。

外松委員

急がないが、構成委員とかそういうものとかも、何か機会があるときに、またお知らせいただけたらと思う。

委員長

よろしくお願いします。ほかにご意見・ご質問はないか。

#### 安藤委員

1ページ目の武道についてであるが、武道で行われている種目、中学校での選択方法や、「また地域の武道団体の協力を得て、授業に専門家を派遣」となっているが、具体的に何時間の指導のうち、何時間程度指導者が来ているとか、こういうことがもしわかったら教えてほしい。

#### 教育指導課長

学習指導要領上、剣道、柔道、相撲となっているが、多くの学校でまず柔道が非常に多い。あと剣道をやっている学校というのは6校、7校あるということである。その中で、まず時間数であるが、およそ6時間から10時間ぐらいの間で各学校で定めているという状況があって、学校によって若干の違いはある。そこに指導者を招いているということにおいては、特に剣道については、4校、5校が外部からの指導員を招いて、5時間、6時間の指導を教員と一緒に指導しているという状況がある。柔道については、外部の方もいるが、基本的には体育の教員が柔道については指導できる方が多いということであって、柔道についてはほぼ体育の教員が指導しているという状況である。

#### 委員長

ほかにあるか。

#### 天沼委員

土曜日授業について。資料3で言うと2番目にある土曜日授業の実施であるが、現状でどの程度、来年度土曜日授業を実施するという報告であるとか、そういうものが学校側から寄せられているのだろうか。

#### 教育指導課長

最初、中学校のほうは今、最終決定の段階であって、ちょっと集計はとっていないが、小学校においては、要するに振替休業日を実施しないという形での土曜日の活用は10校ほどが、今計画として挙がってきている。

#### 天沼委員

今のは、隔週とか月1回とか、あるいは毎週ということはあると思うが、どういう形態だろうか。

#### 教育指導課長

本区においては、特に教育委員会から、月1回であるとかそういったことは示していないということで、学校裁量ということである。今回挙がってきている学校についても、月1回とかそういう定期的に設けるのではなくて、子供の健康の状況であるとか、年間の行事予定の中で、ここを授業にするのであれば、さして大きな問題はない。また学校の特色として活かせるという状況のところを選んでいくということであって、定期的な

ものではない。

委員長

関連して、今のこと、1校について何日ぐらいだろうか。

教育指導課長

多くは大体1回、2回程度である。3回という学校も中にはある。

委員長

ほかに。

教育長

土曜日授業については、23区の中でも数区が例えば10回と決めているわけである。練馬区においてもまた各区の状況を示せということになってくるから、そのときに過半数の区が土曜日授業をまさに正規の授業のように使ってきたときに、練馬区教育委員会だけが原理原則に立って行けるかどうかというのはあるので、それは大きなテーマになってくる。ぜひ頭に置いておいていただきたいと思う。

また、来年度が始まったら、23区の他の区の状況もお示しをしたいと思う。これは夏休み短縮とかも絡んでくる。本来ならば、今回の震災によって、土曜日授業を認めるということを出した、震災地域であるから、文部科学省のほうでそこだけではなくて、他のところでも土曜日、いわゆる学校教育法の規則を改正するかどうかである。というのは、これから節電ということもあるから、それも含めてどういうふうになるかわからない。

天沼委員

どれだけ時数を確保しなければいけないかということで、節電だけではなくていろいろ出てくるのではないかと思う。その内容を消化しなければ、時間数を確保しなければいけないというところで、土曜日ということもある程度前提において考えていかないと。10校程度だけで、そこだけで評価できたということになると、後が大変なことになる。やはり教育委員会としては、その辺柔軟に対応できるのだということをお示ししておく必要がある。これまで学校側のほうにお伝えいただいているかと思うが、そうしないと、多分厳しいのではないか。先生方も子供と対応ができない。月曜日から金曜日の間、子供と一緒に遊ぶ時間が全くないとか、会議の時間が取れないとか、いろいろなことが出てくる可能性があると思う。

教育長

そういうことの議論を経て、練馬区の場合には夏休みを短くするというのでやってきているので、練馬区の場合には足りている。足りているが、それがなかなか理解してもらえない。

委員長

天沼委員がおっしゃったような授業時数が増える指導計画、今度の新しい学習指導要領であるので、授業を、本当に毎日6時間にしたりしたら、さっきおっしゃったような会議ができない、子供ともゆっくりと向かい合うこともできないという、学校にとって非常によくない事態が発生してしまう。そういうことで、何回も何回も話し合いを重ねてきて、なるべく今の子供と接したり、部活動もやったり、会議もちゃんとできたり、学年会がちゃんとできたり、職員会議がきちっとできたりする、そういう普通の学校のサイクルを崩さないようにしてやっていこうということで何回も話し合った末に、夏休み短縮という決定の経緯に至ったのである。

であるから、本当にその辺がなかなか理解していただけない点かもしれないが、授業時数もしっかりとそれで足りている現状であるので、地域で子供たちもいろいろなことに取り組んでいただいている長年の土曜日が休みになっても、そういうことも大切にしながら授業時数も確保していくという、そういうスタイルもしばらくは見守っていくようなのかなというふうに思っているが。

教育長

土曜日授業を制度化した区も夏休みを短縮している区がたくさんある。かといって、夏休みを戻したところはない。やはり足りないことは確かなのである。それは国の責任である。国の責任を自治体の責任に押し付けるのはよくない。そんなのは全部自治体に任せればいい。一番簡単なのは、土曜日やるのが一番簡単である、教育委員会としては、そうすると今度は、教員の勤務の問題とかさまざまな問題が絡んでくる。社会がそういう仕組みになっているわけである。土曜日やるということは、開放になっている校庭も使えない、学校が使うのだから。そういう影響もある。もう10年たっているわけであるから。

委員長

土曜日の授業について、年度の途中で変更するようなことは、どんなふうな手順をとればいいのかどうか。

教育指導課長

途中でということであれば、いわゆる教育課程の変更届けをもって、それで問題なければということになるが、通常途中で急にということはあまりないのかなと。ただ、新型インフルエンザのときなど、ああいったことが起きたときに、少し授業時数が学校閉鎖、学級閉鎖で足りなくなったという場合に、変更届けをもって可能にしていくということはあると思う。

委員長

ほかにご意見・ご質問はあるか。

天沼委員

2ページの食材の調達のところなのだが、地域とのつながりということで、食材を地域のほうから調達してきているということなのだが、この見通しは今後もこのような、回答が「8割以上が区業者となっている」とあるが、現状ではそうだということであるが、今後は同じように可能なのだろうか。

#### 施設給食課長

答弁の中で8割以上ということで区内業者となっている。ただ、時期的なもので、山形のさくらんぼとかというもので、学校、学校独自で地域の個別の産地のものも一部取り入れたりしている。ただ、基本的には日常的なものについては、こういうような形でおおむね全体としては8割以上キープできるだろうということである。

#### 委員長

ほかにあるか。

#### 外松委員

2ページの都市計画道路についてであるが、この大二中近辺では、日々かしましくいろいろと言われている、ここの最後の終りから2行目ぐらいから、「調査は3月末を完了目途として、その後、議会に報告のうえ、保護者や地域住民に対して丁寧に説明を行っていく」と記載されているが、何か現段階で、おおよそのこういうことに対するタイムスケジュール等がもしわかるようであれば、教えていただきたいと思っている。

#### 施設給食課長

全体のタイムスケジュールとしては、この3月末をもって調査のほうを全部完了した上で、この調査をさらに関係各課でもう一回内容を精査した上で、おそらく今回の選挙後の文教委員会の報告のほうに、最初に教育委員会とあわせて時期を見て報告していくような形になるかと思う。であるから、6月以降かなと。それをもってまた保護者の方や地域の方についても、今度まちづくりの関係課と協調しながら説明に入っていくかと考えている。

#### 天沼委員

3ページの子供・わかもの支援の(2)で、「教育的指導も方法によっては、子供への虐待、人権侵害にあたるという認識をもっているか」ということであるが、これを質問された方は、どういう事例を持っていらして、こう示されているかということ把握されているのか。

#### 委員長

私も同様である。

#### 教育指導課長

特定の子供への指導について、若干行き過ぎたというか、不適切な指導の事例が実際

に区内にあって、それは子供を取り出し指導をするという際に、授業時間だけではなくて、その後の給食の時間等もそのまま、介助員と一緒にいたのだが、そういった指導を続けたということにおいて、保護者の方からそういった指導はいかがなものかといったご意見があった。そういったことを踏まえてのご質問であるということである。

委員長

ほかにあるか。

それでは、報告の2番についてご説明をお願いします。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

何かご質問・ご意見はあるか。

天沼委員

これも今回の東北関東大震災にかかわっていることなのだが、6年生、5年生も含まれるかもしれないが、計画停電ということが多分現地で関連するのではないかと思う。また、きょうのニュースなどでも、かなり海産物への影響も心配されるようなお話があって、そういったことを、14～16日実地調査の際にちゃんと把握していただきたいと思う。その辺は把握できるかどうかということもあるかと思うが、実地踏査をされる際に、現地でそういう影響がどの程度把握できるのかということをお尋ねしたいのだが。

庶務課長

5月から6年生が実は始まるわけであるが、その前段で4月の、下田、岩井については第2週14日から2泊3日で、教員の方の実踏ということでやっている。また武石、軽井沢についてはその翌週ということで、それぞれ参加する学校の先生方に参加いただいて、実地踏査をする予定である。

実はなかなか不確定な要素が多くて、現時点でこうであるという状況が、では、実際にやったときに、実施のときに5月のときもそうなのかということもわからない状況がある。現在の停電の話で言えば、武石、軽井沢については、中部電力の管内であるので、今回の東京電力とは関係ないということでもいいのだが、岩井や下田についてはその対象になっている。現に現在でも計画停電を実施されている、こういう状況が入ってきている。それが、5月の連休明けまで続くのかどうかという、実はそこもなかなか、現在の東京電力の説明だと、連休明けには少しやらなくてもいいかなみたいな言い方をしているところもある。では、7月の第2週までその状況が続くのかということも、これも実はなかなかわからない状況があるので、非常に不確定の要素がある。

また新たに、先ほどのお話のように、海洋関係の汚染の関係で食材の安全というか、それらも確保できるのか。これもまた現時点では、5月半ば以降のことまでの確に予測するのは無理だろうということで、実はこれから少し関係の先生方に集まっていたい

て、対策委員会という、学校の先生方と事務局の職員で構成している委員会がある。その中でこのことを含めて検討していきたいと思っている。ただ、これはこの震災がある前の予定ということで、何もなければこの予定で実施をしたいということである。

教育長

みんな計画停電のブロックか。

庶務課長

武石と軽井沢は入っていない。下田と岩井については入っている。

教育長

電気は岩井が一番危ない。

委員長

状況の変化に応じてさまざまに検討していただくことがたくさんあるかと思うが、どうぞよろしくお願ひしたいと思う。次に行ってよいか。まだご質問。

天沼委員

今の件で、危機管理体制ということで、学校と行政とどちらもあると思うが、学校であればまだ周りの目もあるし、避難ということでも、これまで避難訓練をやってきていてやりやすい部分はあるかと思う。しかし、行くまでの道中とか、現地でそういった問題が起きたときの危機管理体制というのは、何もなければそれはいいことなのだが、どういうふうに考えていらっしゃるか。

教育指導課長

現地での管理ということに関しては、先ほども委員長からお話があったように、宿泊行事では、最初に児童・生徒を避難させるために避難訓練であるとか、もし何か起きたときにどういうふうに対応するかというのはやっていると思うが、道中、行き帰りに何か起きた場合というか、今回実は大きな地震が、最初の地震があったときに、校外学習でディズニーランドであるとか横浜であるとか、そういったところに出ていた学校が結構多かったのである、本区も。やはりそのときにどう対応するかというのは非常に難しい面があった。

例えば学校と教育委員会と現地との連絡がなかなか取りにくい、携帯がつながらなくなるので、今回そういったことも含めて、この行き帰りも含めてどう対応するかというのは、今回の地震の教訓として、来年度きちっとその辺のマニュアルをつくって校外へ出かけなければいけないだろう。その辺のことについては指導していかないとならないと思っている。

委員長

今までも噴火の件とか台風などに影響されると、行き帰りのところでさまざまな対応

があったが、今回まだ見通しが立たない、予測できない部分もたくさんあるかと思うので、その辺のところをまた検討する必要がある。

教育長

岩井が一番、停電になると冷蔵庫が使えなくなるので、食材の関係で開けない場合もある。岩井に行っている子がだめになったからといってほかへ回せるかどうか、なかなか難しい。インフルエンザならば行かないで済むが、これは現地で遭っているから、そのときにはまたいろいろと頭を使っていかなければいけない。

外松委員

自家発電とかいろいろ。

委員長

ほかにご意見・ご質問。次の報告に移ってよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、報告の3番、ねりま区民大学の設置に関する基本的な考え方（案）についてご説明をお願いします。

生涯学習課長

資料に基づき説明

委員長

ご意見・ご質問、お願いします。

安藤委員

2つある。

1つは、素朴な疑問なのだが、(仮称)というのはいつ本当の名前になるのか。いつごろの計画か教えていただきたいことと、それからもう一つ、生涯学習活動支援というところで、囲碁、将棋と、それ以外の工芸だったり料理だったりということができるような施設で、そういった活動ができるようなのであるが、そういう活動に対する、ちょっと学習とは違ういわゆる歴史を勉強したりとか、興味について勉強したりとか、そういうのとはちょっと違うようなことについての学習の仕組みというのは、何か考えていらっしゃるのか。もしあったら教えてほしい。

生涯学習課長

1つ目の名称である。(仮称)をいつ取るかということであるが、これについては、ま

だ具体的にいつというのは特に決めていない。通常であると、開校よりも半年、1年ほど前ぐらいになってからようやくという形になる。名称の決め方についても、今後検討するということになる。

また生涯学習事業の実施ということで、現在、総合教育センターにおいて実施している、いわゆる団体の方々がやっているようなものも含めて、この総合教育センター自体が生涯学習の支援の組織の方という一面も持っていたので、それが移設されたときには、そちらのほうは完全に学校教育支援のセンターに特化されるので、こちらのほうで引き続き今までやっていたものについては楽しんでいきたいという考え方でいる。

その中で、例えば先ほどお話のあった料理であるとか工芸といったものも、どこまで同じ時間を使ってやることなのかどうかというのは、今後検討させていただけたらと思う。

#### 天沼委員

1番の設置目的に、地域活動を担う人材の育成とあって、3番の位置づけも、最初に人材育成・活用の拠点とある。2ページの性格づけも、学校法人ではなくて人材育成等を目的。4の機能に関する考え方も人材育成活用というのが最初に出てきている。カリキュラムを見ると、やはり地域活動を支援するためのカリキュラムというところで、人材育成・活用ということで、今の時代、この地域で活動できる人材というものを育てていくのはまさにニーズに合っている。その時代というのは、やはりそれぞれ自治体ごとに何が必要かという、それを担っていける人たちが、この自治体の中から、地域の中から育っていくという。そうするとそういう1つの大学かなというふうに思う。

であれば、例えば学習の仕組みも、もう少しきちっと学則を決めて、これから検討していただくことになるわけであるが、在学年限や単位数、そして単位数の中には、講義の場合は、例えば4単位である、ゼミナール演習の場合では2単位であるという形で、きちっとした授業時数とかそういうものも決めていって、任用制度も、例えば卒業証書や履修証明書を発行するなどの、要するに地域の中で学生証のような、身分証となるようなものが発行できればなというふうに思う。

であるから、そうなってくると、本当に大学に近いものになってくるので、授業料のところも入学金が必要になってくるのではないかと思う。そういう入学金をいただいてちゃんと授業料も納めてもらって大学のように機能する。

そうすると、組織も、9番の組織が学長を定めるとあるので、そういった方々の資格審査などのようなものを設けて、審査機関があって第三者のようなものであるか、教授もしくは講師として必要な人材か、担当科目を担当できる方かどうかということ、運営組織、教授組織をつくる際には審査で資格審査を行っていただくということが必要かと思う。

その他10番のほうでは、非常勤講師や他の施設の活用ということで、そうすると、練馬区という地域に必要な人材をどういうふうに練馬区が育てていくかということが、問われる。どこも最初に入づくりというか、地域活動を担う人材ということがうたわれているので、かなりそういう面が強くなっていくのかなというふうに思う。私はこのような方式に賛成なのであるが、そういうふうに、青少年育成のほうも今の社会のニーズ

に合った人づくりというか、人材養成ということをここでやっていければ、彼らにとってプラスになっていくのかなという意見である。

#### 生涯学習課長

今、天沼委員がおっしゃったように、基本的にまさに人材育成・活用のための拠点というのがメインである。それが長期計画の中でも、また先ほど申し上げたが、人づくりプロジェクトというプロジェクトの中でも大きな課題ということで位置づけしているところである。そのための必要なカリキュラム、組織運営、そういったものについて具体的には、これから検討していくのであるが、既に先行して実施しているものとして、例えば地域福祉ワークカレッジという名前があるが、新聞のほうでも載っている。こちらは完全にカレッジであるので、それ専門のコースということになるわけであるが、その中でもやはり指導などもいただきながら進めているといったところもある。そういったものも取り込みながら、検討しながら、ふさわしいものをじっくり調査していただければいいと思っている。

#### 教育長

今、課長から福祉ワークカレッジというのを3年ぐらいやって、それを受けて資格を取った方が、それぞれ現場でその力を発揮しているという例もある。今回のこの区民大学でも、3ページの6の(2)の認証制度を出すのであるが、この認証制度を出して、それがどのように練馬の社会に受け入れられるかというのが1つの要になる。ただ、紙をもらうだけなのか、あるいはそれを活かせるのか。自分自身が生涯学習として学ぶだけでいいと言うならそれでお終いなのだが、さらに地域にその力を活かしていくとなると、一工夫も二工夫も必要だと思う。

#### 天沼委員

文部科学省からの何か資格審査のような、検定試験をここで受けていただくような形をとるとすれば、何かそれに応じた資格はいただけるわけである。大学の卒業の履修証明書に卒業証書というものが、練馬区から離れてもどれだけそれが意味を持つかということがあるかなと思う。活かせれば一番いいのだが。

#### 教育長

他の区でもこういうのを設けているから。

#### 生涯学習課長

ちょっと具体的にすぐなかなか出てこないのであるが、例えば葛飾区あたりで、葛飾区民大学認定書というものを出して、一定の単位数に達した学生の申し出で認定証を発行するというので、学習の励みという形で出しているところもある。ただ、今回私どものほうで考えているのは、それを逆に認証をもらったら、それが新たな活動の可能性を広げるものであってほしいという形を考えているので、今の教育長のお話でいくと、葛飾にしても、京都にしても、岡山、米沢、それぞれがいろいろな取り組みを行っ

ているが、これを持っていれば確実に次のステップに行けるのだといったところまで、確固たるものが確立されていない。それぞれが今、検討、取り組みをしているという状況である。

#### 教育長

なかなか難しいところで、自分が自己のさまざまな力をつけていくことが、それで終わりだということ、それを今度活かしていくのかというのは難しいところなのである。活かしていくとなると、こちらのほうも活かす場を開拓していかなければいけない。大学を出ても、資格を取っても働けない人がたくさんいるわけであるから。そのペーパーが何の意味もなさないわけであるが、そういうふうに割り切ってしまうのか。区がやる以上、せっかく学んだ人たちがどこか活かす場所、それが(仮称)区民大学のこれからうまくいくかどうかの分かれ目である。あるいは割り切ってしまうのも1つあるが、ただ、認証制度を設ける以上は、それを活かす場を我々のほうも用意していかなければならない。受けた人が自分で探すようにというのでは、これは余りよくないと思うが。

#### 天沼委員

そうなると、社会の動きに対応するというのであれば、福祉高齢社会ということで、ここへ行けば資格ももらえるようなそういったカリキュラム、何か試験を受けて、そういうものがこの中でコースとして置かれていれば、多分、ボランティア活動でそういう資格が活かしてくるし、もしくは何々士とか、福祉士とかそんなような形で活かせる部分があればいいかなと思う。

大学などの場合でも、そういったものが学内にあって、いろいろ検定試験を受けてもらったりとか、カリキュラムはないのだが、ちょっとしたガイダンスの後やって、学生が自分で努力して受けるという形で取るので、必ずしも全部カリキュラムを用意できなくても、チャレンジするきっかけになれるような、そういうものができてくるといいかなと思うのだが。

#### 委員長

今まで学校のいろいろな活動の中でも、地域人材バンクみたいな形で、どこかでまとめていただいていたようだった。何かそれも話が途切れているような気配もしているので、そういったところにそういうものがストックされていると、学校教育にとっても大変ありがたいというふうになるのではないかなと思うが。

#### 天沼委員

講師として。

#### 教育長

であるから、励みとしていいのか、励みからさらにそれを活かす場を、武蔵大学の特別聴講生、ねりま大学で教育を受けて10何年やっているが、そのときも、1つの講座をずっとやっていくのだが、卒業証書も立派なものをくれる、大学の卒業式と同じぐら

い。もらって、やったぞという満足で終わるのか、あるいはそれを抱えながら活かしていくのかというのはなかなか難しい。議会のほうから、武蔵大学の聴講生には区費も3分の1入っているから、自己研鑽だけで終わらせていいのかというのは、常にそれは引きずってくる課題である。であるから、これは結構重たい仕事である。いろいろご意見をいただきながらやっている。

委員長

本当に一番必要なことで、福祉と給付が必要である。

教育長

福祉はスタートしてしまっている。あれは結構生かされている。それでも100%ない。あと防災のカレッジがある。2つ先行している。であるから、これはユニバーシティであるから、それを取り込みたいが、先行したほうがおそらく入っていないから、区としてどうしていくか。

委員長

それでは次の報告の4番、平成23年度予算特別委員会における質問項目について、説明をお願いします。

教育長

これは、2月25日に教育費についての予算特別委員会の質問項目を挙げさせていただいた。裏の2は歳入・特別会計、3は全款補充質疑ということで、3月1日に全部をひっくるめて、もう一度質問を補充していくというのがこの3である。それぞれその項目に従って答弁しているの、内容についてご質問があれば説明する。

委員長

それでは、各委員のご意見・ご質問をお願いします。

天沼委員

表の面の2その他のの、教育基本法に則った教科書採択についてとあるが、これはどういうご質問があったのかということと、教育委員会として今後のスケジュールがどういうふうに組まれていくのかということをちょっとお尋ねしたい。

教育長

これは私が答えたのである。教育委員会での教科書採択ということであるので、答えた。今度の中学校の採択を意識しての質問だと思うが、小学校の社会科の教科書を採択したときの、教育委員会での各委員の発言について取り上げて、というような質問である。これと大体同じような内容を、陳情を今度受け付けたばかりなので、次回に持っていく。

天沼委員

お尋ねしたいのはスケジュールのほうなのだが。

教育長

スケジュールについての質問ではない。これは、教科書採択について、その採択の方法で教育委員会のそれぞれの委員の意見をどうなのかという質問である。採択についてはまた次回に。きょうは継続した平成23年の陳情、教科書採択がある。これにも絡んでくるので。

天沼委員

もう一つ裏面に、学校教育に関する質問の に教育基本法第二条の規定についてというのが、教育基本法ということであるので、同じような質問だったのだろうか。

教育指導課長

趣旨は逆なのだが、同じ教科書採択について、今、教育長が話をしたような内容について、そもそも趣旨は違うのだが、採択のあり方についてということ。

教育長

1つの考え方の人が出したので、もう片方の人が、それをそうではないというような質問をしたという内容である。で私は、これは天沼委員の発言についての理由を言った、社会科の内容について。天沼委員とは言わない。委員の中でこういう発言をしていたということ。それはおかしいだろうと言ったので、私は、それぞれ教育委員が意見を持っていてしかるべきだ。それが民主主義というものであるというふうに答えたのだが、それではおかしいというふうな考え方の主張であった。

であるから、今度の我々が採択するのは、別に社会科だけとか何かだけではなくて、全教科であるから、それのごく一部について取り上げるようなことはいかなものかと思うが、それらを取り上げる方たちもいるので。であるから、今度の中学校の社会科の、自治体でも課題となっているものについてはしっかりとやっていく。今までもやっているが、意識を持っていかなければいけないというような内容である。

委員長

ほかにはよいか。

安藤委員

学校教育に関する質問内容2番の35人学級についてであるが、もう決まっているのだろうか。その経過等もしご存じだったら。

学務課長

35人学級については、国会のほうで関連法案等が通らないと実施できないということで、今現在は、従来どおり40人学級での学級編制権と、35人学級になった場合の

学級編制権と同時に系統的にやっている。既に各学校のほうに調査依頼をかけているが、小学校1年生については37名であると、従来の40人で東京都が教員加配制度は引き続き実施するということが話されているので、二通りの学級編制をしながら国の動向を見定めるということなのだが、実際に予算特別委員会があった時点では、まだ国の動向がはっきりしないので、状況を注視してまいるということでやりとりをしたということである。

教育長

ちょっと今のことで、きのうの新聞であると、35人学級についての法改正については、与野党、これは通すというようなことが載っていた、何校かのうちの35人学級については、新聞報道である。もちろん1年生だけである。それは新聞報道であるから。

委員長

今のところ、両方の対応をしているということである。

教育長

でもほとんど通りそうなことは新聞報道に書いてあった、きのう。可能性である。

委員長

ということで安藤委員よいか。

安藤委員

はい。

委員長

では、35人学級のことはいいか。

天沼委員

今に関連する。避難してきた方がどういうふうに通くのか。こういう人数の把握であるとか、これからどういうふうに通くかわからないが、練馬区の学校に通うようになるのか、35人学級とのかかわりで。

教育長

もう既にそういう相談が来ているかどうか。

学務課長

個人で身内の方等を頼って避難してきたということで、子供の就学についての相談がきのうまでの時点で、既に15件以上来ている。その中で、実際既に練馬区の小学校への入学を決めた方もいらっしゃる。それはまだ個人レベルの段階なので、区内に仮住まいを決められたところもばらばらであるし、各学校のほうもそれぞれであるが、今後

集団的に避難をしていっしやるということになると、1つの学校にある程度まとまった人数の子供が入られるということになって、そのあたりについては、光が丘の小学校の跡施設を避難所として開設するとしているが、一応跡施設は開設をしているが、今後避難される方の動向等を見ながら、学校と調整していかなければいけないと思っている。そればかりは時期によると思うので、実際には学級編制が終わっても、避難される方がいっしやる可能性も出てくるというふうに思っている。ただ、こういう事態であるので、受け入れのご相談があれば、そういうご相談によって受け入れをしていかざるをえないと思う。

天沼委員

今、ご相談があればというお話であるが、時期的にはいつでも、要するに4月に入っても5月になっても、もし移動して来られたら。

教育長

戦時中の疎開みたいにはならないと思うが、例えば今あったように、光が丘旧七小は学校が残っているわけであるから、子供は受け入れてもいいのだが、親もついてくるから。子供を受け入れたら、子供の生活場も設けなければいけない。であるから、今、被災地のほうでは、学校のスタートをしなければいけないということで一生懸命やっているみたいであるが、学校そのものがなくなっているところが随分あるし、であるから、まとめて例えば何とか小・中学校が練馬に、例えば300人や400人来るといったら、場所としては、もちろんこれは区のほうで決めるのであるが、光七小が例えば避難民ではなくて、子供が必要だとなればできる。その子供たちはどこで生活するか。寝泊まりしながらというわけにはいかない。戦争中もみんな、文献しか読まないが、お寺に泊まったり旅館に泊まったりした。練馬の場合には、旅館だとかそういうのもないので、全員ホームステイするのもこれは大変であるし、であるから、その辺はちょっとまとめて来たときに受け入れられない。

外松委員

教育長の発言から関連するが、私もちょっと新聞報道だけだったのでわからないが、練馬区内で2つの学校が、光が丘の旧跡地を利用して、1つは3月25日から、1つは光七のほうは4月1日から避難場所みたいな感じで、全国の避難場所一覧と一緒に、光が丘もあるなというふうに記事を見たのだが、ただ、校名が書いてあっただけで、詳しい内容は全くわからないので。

教育長

これはまた5番でご説明する。

委員長

では、報告の4番はよいか。

外松委員

一番最初のところの教育内容に関するこの であるが、学校教育における人的支援の充実というのは、どの程度聞かれたのか。

教育指導課長

例えば今教育指導課でやっている学力向上支援講師であるとか、生活支援員であるとか、そういったことについて一定の評価をしていただいた上で、こういった人的支援についてはこれからも充実してほしいということが1つと、もう一つ、人的支援ということで、いわゆるスクール・ソーシャルワーカーという福祉的な支援も、今後考えたらどうかというようなお話のようである。

委員長

ほかにご質問あるか。ではよいか。

委員一同

よい。

委員長

それでは、5番の東北関東大震災に伴う教育委員会の対応について、ご説明をお願いします。

学校教育部長

資料に基づき説明

委員長

続いて生涯学習課長。

生涯学習課長

資料に基づき説明

委員長

それでは、各委員のご意見・ご質問を伺う。

天沼委員

ご説明いただいてよくわかった。一方で、保護者からの要望等はどのようなものがあったのかちょっとお尋ねしたい、この間、学校あるいは行政に対して。

教育指導課長

学校教育に関してであるが、地震のことに関して言うと、1つは、当日、多くの学校が集団で下校するというところで、集団下校するときに保護者の引き取り、保護者に来て

いただいて保護者に手渡して帰すという、それが基本になって行ったわけであるが、若干、数校、親への引き取りではなくて集団下校したということにおいて、学校によって対応が違っている。その辺は徹底したほうがいいのではないかというご意見。これについてはすぐに徹底を図ったところであるが、まずこれが1点。

それからもう一つは、例の放射能のことで、窓を開けてもいいのかとか、外で遊ばせてもいいのかとか、自粛をしたほうがいいのではないかと、中には休校にしたほうがいいのではないかと、そういったご意見が比較的多くあった。これに対しては、先ほどホームページでということがあったが、区全体としてホームページで挙げていて、特に子供に関してということで、Q&Aという形をとっているが、「子供がいます。保育園、幼稚園、小・中学校、学童クラブに行かせてもよいでしょうか」という質問に対しては、「ふだんと同じ生活ができる。いつもどおりに通学・通園してほしい。屋外での運動も行っている」というふうに、いつもと変わらないということで、特に混乱を招かないように気をつけたということである。

#### 教育長

学校のほうも節電であるから、暖房をしないから、暖かい格好をして来てほしいということで、4月に入ってからそれを出すようである。水も、計画停電でないところも可能性はあるから、前は水筒を持参したが、今回も新学期はまた同じようになるのか。

#### 教育指導課長

地震ということに関して、既にとっていたのが、行き帰りのことと、水筒を持参、計画停電によって水が出なくなるようなことが起きては困るので、そういう対応をとってきたが、基本的には4月の1学期もそういう対応で行こうかということで、今、最終4月以降の通知をつくらうということで考えているところである。

#### 天沼委員

今の説明で、被害状況も学校のひび割れとかそれほどでもなく、また区民の方々も冷静に行動してくれたなという感じの印象を持った。今後ちょっと気になるのは、放射能関係がどういうふうに変っていくのかといったところが、食のほうでちょっと心配が出てくるのかなと思うが、先ほども8割は区内で対応できるということなのだが、それ以外の食材などを、その辺の安全ということも。

#### 教育長

8割は区内の業者が買っている。食材は持ってきているわけであるから。練馬の野菜だけで8割というのではない。であるから、ベルデ軽井沢のほうでも同じように、食材の確保が難しくなる可能性もある。練馬の給食もそうである。薬物などはだめになってきているから、新学期になってからどういう形になるか。何を使っていくか。原発が簡単には収まらないだろうから。

#### 天沼委員

それぞれ各ご家庭ではその辺のことを気をつけながら、いろいろな食材を購入しているのではないかと思うので、学校もやはり同じように。

教育長

工場がだめになってつukれないものと、そうではなくて、原発の関係でだめなものがある。もやしなども売ってないからどうしたのかと思ったら、もやしをつくっていた工場がだめになってしまった。やきそばをつくろうと思ったらもやしがない。その辺は十分気をつけていかなければいけない。保護者の協力の中でやっていかなければいけない。

委員長

原発だけではなくて、地震の段階でも他の自治体では、家庭でお弁当をつくって持参させるというところもあるように伺っている。

教育長

家庭でも買ってくるものがないといったときにどうするか。いずれにしても、それについてはまたその時点でご報告する。

委員長

ほかにご質問・ご意見はあるか。

安藤委員

地震のすぐ後に、学校は児童の安全を確保するというに全力を尽くしていただいたと思っている。ただ、今回、震源地が離れていたことや、区内での大きな被害というのはなかったこともあるということで、直接避難を学校にされてきた方はあまりいらっしやなかったみたいであるが、もし避難してきた場合に、学校の先生方は、児童の安全確保と避難してきた方の対応の両方というのは、大変なことではないかということが想像されるので、今回昼間だったので、夜間等であれば、近隣に住んでいる区の職員の方が避難拠点のメンバーになっていて、すぐに来て対応というシステムがなされているみたいであるが、今回のように昼間、皆さん職場にいらして、もちろん職場での対応もあり、すぐに地元へ飛んでいくということではできなかったと思う。そういった場合のシステムを、これは教育委員会のほうから提案するのかどうか私もちょうとわからないのだが、避難拠点等との関連というか、システムをもう一度見直したほうがいいのではないかということを感じたので、ご検討いただければと思う。

庶務課長

ちょっと今手元に資料がなくて恐縮であるが、3月11日、実はあのときに、区内で駅が一番近い学校を、帰宅難民の方のための避難所として開設をすることを決めた。2、3校で対応したということである。お話のとおり2時何分だったので、まさに子供たちと帰宅難民の方というか、学校に入れてほしいという話が5時過ぎぐらいから、学校の先生方は両方対応しなければいけないという状況も出てきたところがあった。

学校の先生は当然、先に子供たちの安全を確保してということで、両面に対応していただいたのだが、それに応じて区のほうが、防災課を中心として避難所を設置した。そこにすぐ職員を派遣して避難所の開設ということ、今度は職員の派遣という形で対応したということである。確かに今お話のとおり、一時的には先生方、学校の開校時間であると、そうならざるを得なかった部分はあるなというふうに思っている。今回の1つの教訓だというふうに思っている。

委員長

ほかに、よいか。いろいろご説明があったように、事務局のほうではいろいろ迅速に対応していただきありがとうございます。今後予測のつかない状況もまた新しい課題が出るかもしれないので、今後の対応もまたよろしくお願ひしたいと思う。

その他の報告をお願いします。

庶務課長

資料に基づき説明

委員長

これについてはよいか。

委員一同

よい。

委員長

そのほかにまだあるか。

事務局

ない。

委員長

それでは、以上で第6回教育委員会定例会を終了する。